



まちづくりガイド

町が取り組む施策や事業についてわかりやすくご紹介します

⑱ 修学助成制度、高校生へ 奨学金を支給します

町では、今年度より財団法人国際調和クラブ(理事長 青山馥氏)からのご支援のもと、学費の支払いが困難な高校生に対し、卒業までの間、奨学金を支給し、有為な人材育成を図ることを目的とした修学助成を始めています。

対象者

町内に在住で、学費支弁が困難な家計状況にある家庭の高校および高等専門学校などに進学しようとする生徒、または在学している生徒。

ただし、高等専門学校は修業年数のうち、最初の3年間を限度とします。

助成条件

- ・学業に励み、その成績および素行が良好であること。
- ・修学に耐え得る健康状態であること。

奨学金の額

一時金として年額30万円を高校在学中の3年間支給します。

総額:年間30万円×3年間=90万円

申請期間

毎年2月1日から2月末日までの間に「奨学金支給申請書」と自分の将来を題材とした作文を提出。

支給の決定

学校長を含む教育関係者および支援をいただいた財団関係者からなる審査会にて、書類審査などを行い支給を決定します。

今年度は二人から申請があり、審査会での審査の結果、二人ともへ奨学金の支給を決定しました。

来年度に高校などに進学される、または現在、在学中の生徒をお持ちのご家庭で、条件に該当されます場合は、ぜひこの修学助成制度をご活用ください。

【問合先】教育文化部教育文化課 学校教育担当 ☎388-3926

